

第 523 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）午前 10 時 00 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1－4－1
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 A B
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 児 玉 智 勝
櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉
吉 井 哲 也 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
佐 野 嘉 郎
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 |
| 事務局 岡山労働局長 | 森 實 久美子 |
| 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 |
| 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 |
| 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |
| 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 |

4 議 事

森井指導官

ただいまから、第 523 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公開にて行います。

参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等音の出る機器については、電源をお切りになるか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。

定足数について報告申し上げます。本日は委員 15 名全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定される定足数の条件を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金に係る異議申出等について

(2) 岡山県最低賃金専門部会の廃止について

(3) 今後の審議日程について

(4) その他

でございます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

西田会長

皆様、お暑い中、本日もお集りいただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

では、議題(1)岡山県最低賃金に係る異議申出等について、事務局から説明してください。

宮本室長

異議の申出について、御報告いたします。

提出のありました異議申出書につきましては、資料としてお配りしております。資料No.1を御覧ください。

地域別最低賃金につきましては、令和8年8月6日に答申をいただき、8月21日まで異議申出の公示手続きを取ってりましたが、7件の異議申出がございました。

受け付け順に申し上げますと、「岡山県労働組合会議」、「岡山県医療労働組合連合会」、「岡山県労働組合岡山地域会議」、「岡山県高等学校教職員組合」、「生協労組おかやま 定時職員部会」、「生協関連・一般労働組合」、「労働組合岡山マスカットユニオン」の7団体となります。

これらの異議申出につきまして、局長から会長へ諮問させてい

ただき、本日の審議会においてご審議いただきます。

それでは、会長、局長、よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

(事務局、諮問文の写しを各委員に配布)

宮本室長

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文の読み上げ)

西田会長

ただいま、岡山労働局長から諮問がありましたので、早速審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

宮本室長

引き続き事務局からご説明申し上げます。資料No.1を御覧ください。

各団体より提出いただいた異議申立書の要旨についてご説明いたします。

最初に、「岡山県労働組合会議」からの異議申立事項ですが、答申のあった57円の引上げ、1,104円の最低賃金額では、物価高騰による労働者の生活実態を考慮すると不十分であるため、生計費原則に基づき今すぐ1,500円とし、速やかに1,800円を実現するよう再審議を求めるものです。

その理由としては、①岡山県労働組合会議が2025年1月時点で実施した最低生計費試算調査により、岡山で20代単身者が生活するためには、少なくとも時間額1,500円以上が必要であるという結果になっていること、②岡山県内の殆どを占める中小企業は、深刻な人手不足や若手人材の定着難、価格転嫁の困難さといった課題に直面しているが、政府の支援策は生産性向上、効率化、省力化を主としており、中小企業が置かれている実態とのずれがあるため、社会保険料の減免や自治体独自の支援策を実施することが必要である、というものです。

また、審議会運営に関して、すべての人に開かれた場所として最低賃金審議会が機能していくよう更なる改善をはかることを要望するというものです。

次に、「岡山県医療労働組合連合会」からの異議申立事項ですが、答申のあった57円の引上げ、1,104円の最低賃金額では不十分であること、また、全国一律最低賃金制度とするよう再審議を求める内容となっております。

その理由としては、①岡山県労会議で実施した最低生計費試算調査から、時給1,800円が必要であるとの結果が出ていること、

②医療・介護職は、同一の資格を持ち働いているにも関わらず、働く県によって賃金格差が8～9万円以上になること、というものです。

次に、「岡山県労働組合岡山地域会議」からの異議申立事項ですが、今回の答申は、労働者の生活実態とはかけ離れており、不十分であることから、生計費原則に基づき、直ちに1,500円とするよう再審議を求めるものです。

その理由としては、①今回引上げ額は、昨年度の引上げ額65円を8円下回っており、物価高騰に追いついておらず、現状から乖離していること、②国による中小企業支援策は対象範囲が狭く、煩雑であることから、中小企業のニーズに沿った支援策を確立し、県に対してもそれを求めること、というものです。

また、審議会運営に関し、討議内容の公開、女性委員比率の向上を要望するというものとなっております。

次に、「岡山県高等学校教職員組合」からの異議申立事項ですが、最低賃金額を1,800円以上に引き上げることを目指し、少なくとも隣県との格差を縮小させる大幅な引上げと、全国一律最低賃金制度の必要性について再審議を求めるものです。

その理由としては、①答申された57円の引上げによる最低賃金額1,104円は、私たちが求めた1,800円とは大きな乖離があること、②今回目安額+1円で隣県との格差がわずかに縮小するものの、格差解消には相当時間を要すること、というものです。

次に、「生協労組おかやま」からの異議申立の事項ですが、今回の答申は、審議経過、内容及び結果に重大な疑義があるため、到底認められず再審議を求めるとされているものです。

その理由としては、①目安額+1円が示されたことは大きく評価できるものの、物価高騰のなかにおいて、労働者の生計費の視点で考えた場合にあまりに不十分であること、②地域別最低賃金制度が格差を生んでいることから、全国一律最低賃金制度の確立が必要であること、というものです。

次に、「生協関連・一般労働組合」からの異議申立事項ですが、今回答申のあった引上げ額は不十分であり、生活実態と雇用維持の視点に立って大幅な引上げと再審議を求める内容となっております。

その理由としては、①岡山県労働組合会議が2025年に実施した第2回最低生計費試算調査において、時給1,500円以上が必要との結果が出ており、今回引上げ額では暮らしを維持することが困難であること、②労働者がより高い賃金を求め大都市圏へ移動し、地元企業の人手不足、地域経済の衰退という悪循環を招くこと、というものです。

最後に、「労働組合岡山マスカットユニオン」からの異議申立事項ですが、今回答申のあった 57 円という引上げ額は、目安額を 1 円上回るものの、昨今の生活必需品の値上げラッシュの中では、実質的な引下げであり、早急に 2,000 円以上とすることを求めるものです。

また、答申以外の事項として、審議会の運営に関して、全審議の全面公開、委員の選出、審議会の予定を含む市民への広報についても申し立てがなされております。

この度の 7 団体からの異議申出について、8 月 6 日の答申に関わる共通する事項としましては、57 円引上げの 1,104 円では労働者の生活実態に照らして不十分であるということです。

事務局からは以上です。

西田会長

ただいまの事務局からの説明のとおり、8 月 6 日の答申に係る異議申出が 7 件ありました。このうち、当審議会が 8 月 6 日に提出した答申に係る異議申出としましては、8 月 6 日に答申された 57 円引上げの 1,104 円では不十分であることが焦点となります。

これらの異議申出について審議を進めたいと考えますが、皆様の意見をお伺いする前に、意見を取りまとめる時間を 10 分程度設けたいと考えます。労使打合せ後、10 時 25 分目安に再開したいと思います。

労使委員の方は、別室へ移動をお願いします。傍聴人の方も一旦退室をお願いします。再開時にはご案内します。

(労使委員は別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員、傍聴人入室)

西田会長

全体会議を再開します。

異議申出にあります共通した事項の「答申された最低賃金額の引上げ額が不十分である」との申出について、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと考えます。労側、何かご意見ございますでしょうか。

櫻井委員

出された内容の考え方についてはある程度理解しますが、我々としみしても、いろんな資料をもとに審議会ですっかり議論して出した結論ですので、労側としては異議申し立てを受けることにはならないと考えています。

西田会長

ありがとうございます。

使側委員、いかがでしょうか。

西谷委員 使側としましても改定額につきましては、各種データに基づいて丁寧に審議した結果でありまして、適正なものと考えております。

西田会長 ありがとうございました。
他の委員の皆様から補足のご意見などございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(意見なし)

西田会長 それでは、改正された岡山県最低賃金額に係る当審議会の意見に対しての異議申出につきましては、慎重に審議した結果の決定であることを勘案し、「令和8年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。」としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 この他に何かご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

西田会長 それでは、以上で提出のありました異議申出についての審議を終了したいと考えます。
事務局で答申文（案）を用意してください。

宮本室長 答申文（案）を準備しますので、しばらくお待ちください。

(事務局準備後、答申文(案)を会長及び各委員に配布)

西田会長 それでは事務局から答申文（案）の読み上げをお願いします。

宮本室長 答申文（案）を読み上げさせていただきます。

(答申文（案）の読み上げ)

西田会長 答申文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 それでは、この内容で（案）をとり、答申することといたします。番号は、「第 23 号」となります。

（会長から局長へ、答申文を手交）

宮本室長 ただいま、答申をいただきましたので、局長よりお礼を申し上げます。

森實局長 委員の皆様におかれましては、今年度の岡山県最低賃金の改正に関して丁寧かつ慎重にご審議をいただき、ありがとうございます。

改定後の時間額 1,104 円と決定することが適当であるとの答申をいただきました。今後は官報公示等の手続きを経まして 10 月 2 日の発効に向けて必要な手続きを進めて参ります。また、関係行政機関、自治体、労使団体等の皆様にご協力いただいて、発効日まで周知を徹底して参りたいと考えております。

また、審議に際してご意見をいただきました中小企業・小規模事業者に対する支援、賃上げできる環境整備のための支援につきましても、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

本日御出席の皆様におかれましては、引き続きの御指導、御協力をお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

西田会長 続きまして、議題（2）岡山県最低賃金専門部会の廃止について、事務局より説明してください。

宮本室長 岡山県最低賃金専門部会につきましては、本日、岡山県最低賃金専門部会としての任務を終了したと考えますので、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項の規定に基づきまして、廃止についての議決をお願いいたします。

西田会長 ただいまの岡山県最低賃金専門部会の廃止について、委員の皆さん、ご異議がありますでしょうか。

（異議なし）

西田会長 異議なしということですので、本日をもって岡山県最低賃金専門部会を廃止いたします。

西田会長 続きまして、議題（3）今後の審議日程について、事務局より

説明してください。

宮本室長

今後の審議日程について、ご説明いたします。

次回の審議会は、特定最低賃金専門部会の審議において、必要性の有無の審議又は金額改定の審議において、全会一致とならなかった場合に開催となります。専門部会の審議状況をみながら、別途調整させていただきます。よろしくお願いします。

西田会長

委員の皆様、日程調整の際には、ご協力をよろしくお願いします。

西田会長

その他、事務局から何かありますか。

宮本室長

事務局から、1点説明させていただきます。

資料No.2を御覧ください。今年度の全国の地域別最低賃金の改定状況について、8月21日までの一覧となります。一部まだ結審していない局もございますが、昨年度のような大きな引上げ額となった局はないようでございます。

事務局からは以上です。

西田会長

よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

それでは、これをもちまして、第523回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

お疲れ様でございました。